三　この表中第一号及び第二号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所

一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

五十一　赤潮対策に要する経費があること。

五十二　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額

（この場合において、同号中「実質公債費比率が十一・四パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が六・四パーセント未満」と、「将来負担比率が百七十三・一パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が三十三・七パーセント未満」と読み替えるものとする。）

三　この表中第一号及び第二号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所

九三九、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十二　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

五十三　赤潮対策に要する経費があること。

五十四　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額

（この場合において、同号中「実質公債費比率が十一・九パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が六・九パーセント未満」と、「将来負担比率が百七十三・四パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が三十四・五パーセント未満」と読み替えるものとする。）